

# 次世代育成支援に関する サービス・給付の現状(1) (現物給付)

## 目 次

### ■ I 仕事と子育ての両立を支えるサービス・給付

- 1 保育所(認可保育所)【P2】
- 2 延長保育事業 【P5】
- 3 休日・夜間保育事業 【P7】
- 4 特定保育事業 【P9】
- 5 家庭的保育事業 【P11】
- 6 病児・病後児保育事業 【P13】
- 7 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 【P15】

### ■ II すべての子どもの健やかな育成を支える給付・社会基盤

- 1 妊婦健診 【P17】
- 2 乳幼児健診等 【P18】
- 3 生後4ヶ月までの全戸訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業) 【P19】
- 4 育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業) 【P21】
- 5 一時保育(一時預かり)事業 【P23】
- 6 子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業) 【P25】
- 7 地域子育て支援拠点事業 【P27】
- 8 ファミリー・サポート・センター事業 【P29】
- 9 児童館事業 【P31】
- 10 社会的養護 【P33】

# I 仕事と子育ての両立を支えるサービス・給付

## 1 保育所(認可保育所)

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設。  
(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)

#### ② 実施状況

・実施箇所数:22,848箇所(H19.4現在)  
・利用児童数:約202万人(H19.4現在)【参考資料P6・7】 (※待機児童等の状況 → 【参考資料P8・9】)

### (2) サービス提供・給付責任

- 市町村に対して、「保育に欠ける」乳幼児について、保育所における保育を義務付け。  
(※ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、自治体単独保育室等における保育等の「その他の適切な保護」をしなければならない。)
- 入所希望者が当該保育所の定員数を上回る場合は、公正な方法で選考。

### (3) 基盤整備

#### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載(※今回の児童福祉法等改正において、整備目標量を定めるに際しての参酌標準を規定)。

また、特定市町村(待機児童数50人以上)には、供給体制確保のため「市町村保育計画」の策定を義務付け。

#### ② 施設整備補助

私立保育所については、施設整備補助有り。(※次世代育成支援施設整備交付金(いわゆる「ハード交付金」))

《国庫補助対象》社会福祉法人・学校法人(幼保連携型認定こども園の保育所)・日本赤十字社・公益法人

(※株式会社・NPO法人は補助対象外)

《国庫補助単価》定員90名の保育所を整備する場合 1施設当たり6000万円(事業費ベース1億2000万円)

《費用負担》定額国1/2相当、市町村1/4相当、設置者1/4相当

(※公立保育所については、三位一体改革により、平成18年度に一般財源化。)

#### (4) 事業開始規制等

- ① 市町村が実施する場合  
…都道府県知事に対する届出
- ② 民間主体が実施する場合(※主体制限はなし)  
…都道府県知事の認可

#### (5) サービス利用の仕組み

- ① サービスの必要性の判断
  - ・市町村が「保育に欠ける」乳幼児か否かを判断。
  - ・具体的な判断基準は、政令で定める大枠の基準に従い、各市町村が条例で設定。【参考資料P10・11】
- ② サービス利用の流れ【参考資料P12】
  - ・保護者が市町村に対して希望の保育所の申込みを行い、市町村と保護者の間で利用契約を締結。  
(市町村と保育所の間は委託関係)
- ③ 利用料

各市町村が保育料を設定。(国は、国と市町村の間の精算基準として徴収金基準額を設定。)【参考資料P13】

#### (6) サービスの質の確保に関する仕組み

- ① 人員配置(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)

0歳児3人:保育士1人 / 1・2歳児6人:保育士1人 / 3歳児20人:保育士1人 / 4歳以上児30人:保育士1人  
【参考資料P14~18】
- ② 施設設備(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)

《0・1歳児》 乳児室(1.65平方m以上/人)・ほふく室(3.3平方m以上/人)・医務室・調理室・便所  
《2歳以上児》 保育室又は遊戯室(1.98平方m以上/人)・屋外遊戯場(3.3平方m以上/人)・調理室・便所
- ③ その他
  - ・「保育所保育指針」に基づいて、児童の発達に応じた保育を提供。
  - ・保育所版の第三者評価基準を作成

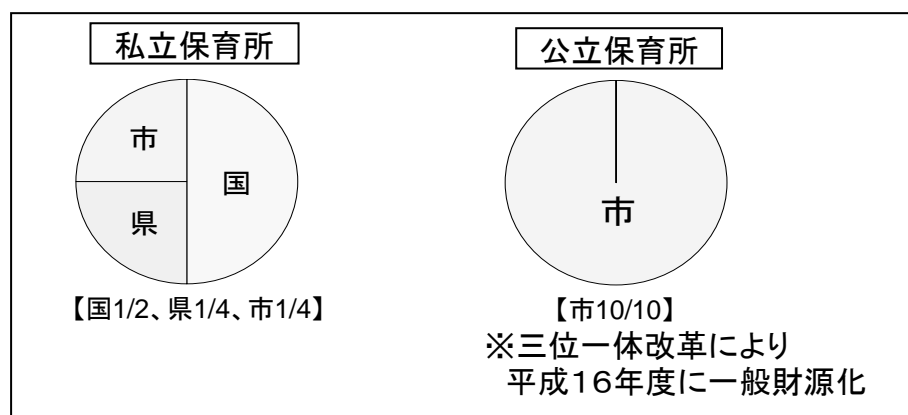
## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

「保育所運営費」として、定員規模・入所児童の年齢に応じた費用を市町村より支払い。  
(※利用量(日数・時間)には関連しない単価設定。)

### ② 費用負担

「保育所運営費」に要する費用について、以下の割合で公費負担。(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」ではなく、かかった費用を必ず負担する「義務的経費」となっている。)



### ③ 費用額

費用額(全体):約1兆7800億円

公費負担総額:約1兆200億円 (H20予算案ベース(公立分は推計による)) ※残余(7600億円)は利用者負担

## (8) その他

- 平成18年10月より、幼稚園、保育所等のうち、①教育及び保育を一体的に提供し、②地域における子育て支援を実施する施設を都道府県が認定する「認定こども園」制度が開始。
- 認定こども園に対する財政措置は、保育所及び幼稚園に係る補助制度を組み合わせ。

## 2 延長保育事業

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

11時間の開所時間を超えて保育サービスを提供する事業

#### ② 実施状況

・実施箇所数:9,540箇所(H19年度交付決定ベース、民間分のみ)【参考資料P19】

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※設置主体(保育所)及び市町村の判断)

### (3) 基盤整備

#### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

#### ② 施設整備補助

(※通常保育の時間延長部分であるため、独自の施設整備補助の仕組みはない。)

### (4) 事業開始規制等

通常保育の時間延長部分であるため、独自の事業開始規制等はない。  
(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

## (5) サービス利用の仕組み

### ①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

利用申込みは、市町村又は直接保育所に対して行う。

(※通常保育の時間延長部分であるため、サービスの必要性に係る独自の判断はない。)

### ③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ○ 人員配置

延長時間帯を通じて、常時2人以上の保育士を配置。

## (7) 費用負担

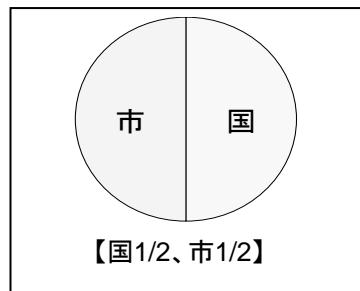
### ① 運営主体に対する支払い

各市町村が補助額等を決定。(※次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付し、市町村が、交付金と自らの負担分を併せて、それぞれの補助対象事業の実施主体に対する補助を実施。)

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



### ③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約750億円(H20予算案ベース))の内数

### 3 休日・夜間保育事業

#### (1) 概要

##### ① サービス・給付内容

休日保育:日曜・祝日等の保育を行う事業(※年間を通じて開所する保育所が実施)

夜間保育:22時頃までの夜間保育を行う事業(※開所時間は概ね11時間)

##### ② 実施状況

《実施箇所数》 休日保育:875箇所、 夜間保育:72箇所 (H19年度交付決定ベース) 【参考資料P20】

#### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※設置主体(保育所)及び市町村の判断)

#### (3) 基盤整備

##### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

##### ② 施設整備補助

(※保育所等での提供が前提のため独自の施設整備補助の仕組みはない。)

#### (4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による公共施設での提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。  
(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。



## (5) サービス利用の仕組み

### ①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

休日・夜間において保護者が労働することを常態としている等の「保育に欠ける」児童

### ③ 利用料

《休日保育》 特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

《夜間保育》 通常保育と同様。(=各市町村が保育料を設定、国は国と市町村の間の精算基準として徴収金基準額を設定。)

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ○ 人員配置

休日保育事業:対象児童数の多さ等に応じた保育士の配置とすること。(最低2人以上)

夜間保育事業:保育所と同様。

## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》

休日保育:63~220.5万円(利用児童数に応じた実績払い)

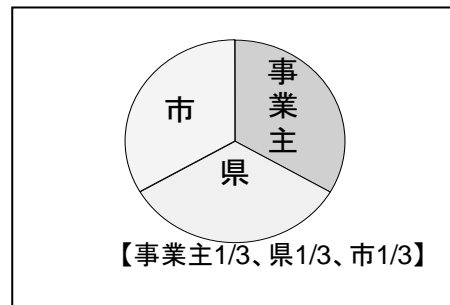
夜間保育:150万円 (注)保育所としての運営費とは別途、夜間保育に必要な光熱水費、設備費等に対する上乗せ補助

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)



### ③ 費用額

《費用額(全体)》 休日保育:約29.2億円/夜間保育:約1億2千万円 (H19年度予算ベース)

《公費負担総額》 休日保育:約14.6億円/夜間保育:約1億2千万円 (H19年度予算ベース)※残余は利用者負担

## 4 特定保育事業

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

週2～3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育サービスを提供する事業

#### ② 実施状況

《実施箇所数》 927箇所（H19年度交付決定ベース）【参考資料P21】

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（※市町村の判断（児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り。））

### (3) 基盤整備

#### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

#### ② 施設整備補助

保育所の施設整備の際に、併せて特定保育事業のための保育室等を整備する場合には、施設整備補助あり。

### (4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。  
(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

## (5) サービス利用の仕組み

### ①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

市町村が定めた事由により、一定程度(概ね月64時間以上)の日時について、保護者・同居親族等が保育できないと認められる就学前児童について、保護者からの市町村又は保育所に対する申込みによりサービス提供。

### ③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ○ 人員配置

保育所に準じる。(保育所以外の公共的施設で実施する場合は、保育士を最低2人以上配置。)

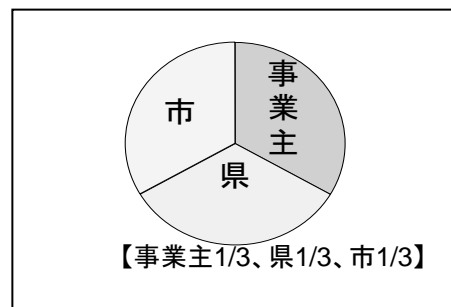
## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 27～513万円(利用児童数に応じた実績払い)  
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。  
(※予算の範囲内で補助する経費)



### ③ 費用額

《費用額(全体)》 約58億円 (H19年度予算ベース)  
《公費負担総額》 約29億円 ※残余は利用者負担

## 5 家庭的保育事業

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの(※今回の児童福祉法等改正により、市町村を実施主体とするとともに、保育士又は看護師以外の者も担い手となり得るようにする方向で検討中)。

#### ② 実施状況

《実施箇所数》 家庭的保育者数:105人 (H18年度交付決定ベース)

《利用者数》 利用児童数319人 (H18年度交付決定ベース) ※H20年度予算案で利用児童数を2500人へ拡大

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断)

(※今回の児童福祉法等改正により、保育所の補完的役割として位置付け。)

### (3) 基盤整備

#### ① 基盤整備に関する枠組み

今回の児童福祉法等改正により、市町村が地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載し、また、国において、市町村が認可保育所と併せた保育サービスの整備目標量を定めるに際しての参酌標準を提示する旨規定。

#### ② 施設整備補助

特になし

### (4) 事業開始規制等

(7)による補助を受けるためには、市町村より家庭的保育事業の委託を受けることが必要。

(※今回の児童福祉法等改正により、実施主体が市町村とされ、市町村による都道府県知事への届出を規定)

## (5) サービス利用の仕組み

### ① サービスの必要性の判断

「保育に欠ける」児童

### ② サービス利用の流れ／③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村において設定。)

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ○ 人員配置

保育士又は看護師の資格を有する者1人に対し、就学前児童3人以下(別途補助者を雇用する場合は5人以下)  
(※今回の児童福祉法等改正により、保育士又は看護師以外の者も担い手となり得るようにする方向で検討中)

※ なお、連携保育所の下に、家庭的保育者に対する巡回指導や相談等を行う専任職員を配置

## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 家庭的保育者:54,300円(児童1人当たり月額)

家庭的保育支援者:約470万円(年額)

連携保育所又は実施保育所:約180万円(家庭的保育者10人を支援する場合)

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

### ② 費用負担

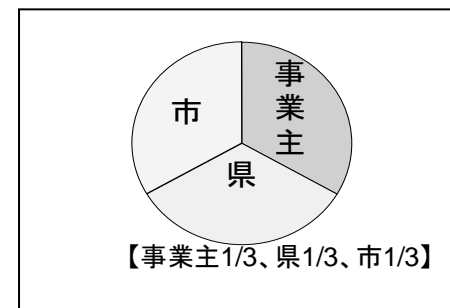
左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

### ③ 費用額

《費用額(全体)》 約38億円 (H20年度予算案ベース)

《公費負担総額》 約22億円 (H20年度予算案ベース) ※残余は利用者負担



## 6 病児・病後児保育事業

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

- 《病児対応型》 病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業
- 《病後児対応型》 病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業
- 《体調不良児型》 保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業

#### ② 実施状況

《実施箇所数》 988箇所 (H19年度交付決定ベース)

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

### (3) 基盤整備

#### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

#### ② 施設整備補助

- 次世代育成支援対策施設整備交付金(保育所付設の場合)
- 医療提供体制施設整備交付金(病院付設の場合)

### (4) 事業開始規制等

(7)による補助を受けるためには、市町村より病児・病後児保育事業の指定を受けることが必要。

## (5) サービス利用の仕組み

### ① サービスの必要性の判断

《病児対応型》《病後児対応型》 保育サービス(認可外保育施設も含む)を利用中の児童等  
《体調不良児型》 当該保育所の児童

### ② サービス利用の流れ

医療機関以外の実施施設の場合は、保護者が病児の症状、処方内容等を記載した連絡票(診察した医師が入院不要である旨を署名したもの)により、病児の状態を確認した上で、受入れを決定。

### ③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村において設定。)

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ○ 人員配置

《病児対応型》《病後児対応型》 看護師等1名以上、保育士2名以上(定員4人以上の場合)  
《体調不良児型》 看護師等1名以上

### ○ 医療機関との連携体制

緊急時に児童の受入れを依頼する協力医療機関、日常の医療面での指導・助言を行う指導医をあらかじめ選定。

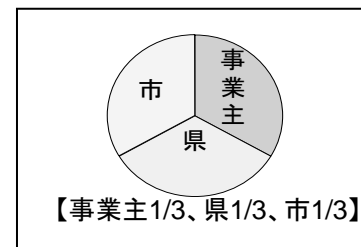
## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 病児対応型848万円(定員4人以上の場合) / 病後児対応型679万円(定員4人以上の場合)  
体調不良児型441万円 (※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。  
(※予算の範囲内で補助する経費)



### ③ 費用額

《費用額(全体)》 約139億円 (H20年度予算案ベース)  
《公費負担総額》 約81億円 (H20年度予算案ベース) ※残余は利用者負担

## 7 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図るもの。(原則として、1日平均3時間(長期休暇は8時間)以上、年間250日以上)の開設)

#### ② 実施状況

- ・実施箇所数:16,685箇所(H19.5現在)
- ・利用者数:約75万人(H19.5現在)

【参考資料P22～25】

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

### (3) 基盤整備

#### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載(※今回の児童福祉法等改正において、整備目標量を定めるに際しての参酌標準を規定)。

#### ② 施設整備補助

施設整備費補助有り。(※児童厚生施設等整備費)

《国庫補助対象》創設(新築)の場合、市町村・社会福祉法人・公益法人(※株式会社・NPO法人は対象外)  
改修の場合、補助対象制限は撤廃(H20年度より)

《国庫補助単価》創設(新築)1,250万円、改修700万円(H20予算案ベース)

《費用負担割合》事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

### (4) 事業開始規制等

都道府県知事に対する届出(※主体制限はなし)



## (5) サービス利用の仕組み

### ①サービスの必要性の判断・②サービス利用の流れ

入所申込みは、市町村又は直接クラブに対して行い、市町村又は実施主体が利用の可否を決定。

### ③利用料

特に定められていない。(※市町村又は実施主体において判断)

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ① 人員配置

放課後児童指導員1人以上を配置

### ② 施設設備

衛生・安全が確保された設備を備えること。(活動に要する遊具、ロッカー、必要なカーペット、畳等を備えること。)  
同一敷地内で放課後子ども教室等を併せて行う場合は、専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能を十分確保すること。

### ③ その他

「放課後児童クラブガイドライン」(平成19年10月)において、望ましい運営内容を提示。(1クラブの規模は最大70人まで、児童1人当たり概ね1.65㎡以上 など) 【参考資料P26】

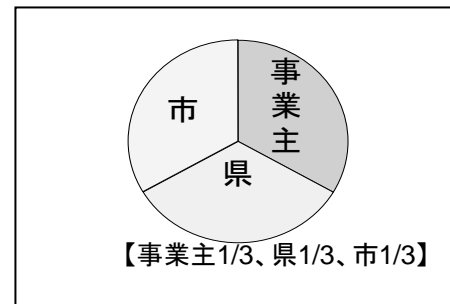
## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

児童数規模に応じた費用を市町村より支払い。(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))  
《国庫補助単価》児童数36～70人の場合 約240万円[公費分] (H20予算案ベース)

### ② 費用負担割合

左記の割合で公費負担。  
(※予算の範囲内において補助する経費)



### ③ 費用額

費用額(全体):約1,000億円

公費負担総額:約560億円 (H20予算案ベース) ※残余は利用者負担

## Ⅱ すべての子どもの健やかな育成を支える給付・社会基盤

### 1 妊婦健診

#### (1) 概要

##### ① 事業内容

医療機関において妊婦健診を受診(※医療保険適用外)するために必要な費用について、5回程度(※健康な妊娠・出産を迎える上で最低限必要な回数)を基準として、妊婦に対する助成を行うよう、各市町村に対して促しているもの。(※なお、望ましい健診回数についてはおおむね14回程度とされている。)

##### ② 実施状況

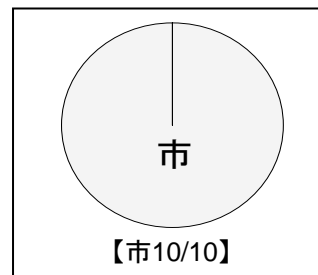
全国平均の公費助成回数:2.8回(H19.8現在)【参考資料P27】

#### (2) サービス提供・給付責任

市町村に対し、必要に応じ、妊産婦に対する健診を行い、又は、受診勧奨を行うことを義務付け。(※妊婦に対し、何回程度の助成を行うかは、各市町村において独自に決定する。)

#### (3) 費用負担

助成に必要な費用については、すべて市町村負担。(平成10年度より一般財源化。なお、平成19年度より、妊婦健診の充実のための地方財政措置(地方交付税)を拡充。)



## 2 乳幼児健診 等

### (1) 概要

#### ① 事業内容

《母子健康手帳の交付》

市町村が、妊娠の届出を行った者に、妊娠、出産及び育児に関する記録等のための手帳を交付

《乳幼児健診》市町村が、1歳6ヶ月（～2歳）、3歳（～4歳）の幼児に対し、身体発育状況等の健診を行うもの  
（※医療機関における委託実施も可能。（医療機関における実施率はおおむね1割程度））

《保健指導》市町村が、妊産婦や乳幼児の保護者に対し、妊娠・出産・育児に関する必要な指導を行うもの

#### ② 実施状況

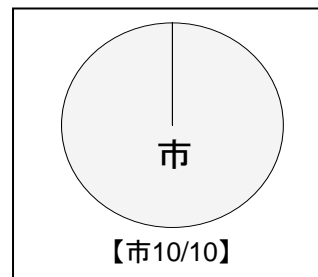
○ いずれについても、全市町村において実施

### (2) サービス提供・給付責任

○ 市町村に対し、母子健康手帳の交付・乳幼児健診の実施・必要な保健指導を義務付け

### (3) 費用負担

助成に必要な費用については、すべて市町村負担。（平成8年度より、随時一般財源化。）



### 3 生後4か月までの全戸訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)

#### (1) 概要

##### ① 事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業(市町村が実施主体、民間への委託が可能。)

##### ② 実施状況

・実施箇所数:1,063市町村(全市町村の約6割) (平成19年度内示ベース)

#### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務規定有り。また、今回の児童福祉法等改正において、市町村に対し、事業実施の努力義務を規定))

#### (3) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正により、都道府県知事に対する届出を規定

#### (4) サービスの質の確保に関する仕組み

保健師、助産師、看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、必要な研修(講習)を実施した上で訪問を行う。

## (5) 費用負担

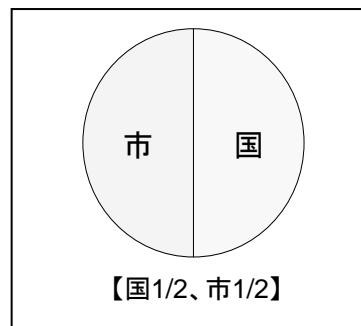
### ① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



### ③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約750億円(H20予算ベース))の内数

## 4 育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業)

### (1) 概要

#### ① 事業内容

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う事業  
(市町村が実施主体、民間主体への委託が可能。なお、今回の児童福祉法等改正により、妊婦も対象に追加。)

#### ② 実施状況

・実施箇所数: 784市町村(全市町村の約4割) (H19年度内示ベース)

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り。また、今回の児童福祉法等改正において、市町村に対し、事業実施の努力義務を規定))

### (3) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正において、都道府県知事に対する届出を規定

### (4) サービスの質の確保に関する仕組み

育児、家事の援助は子育て経験者、ヘルパー等が、専門的な援助及び技術指導は保健師、助産師、保育士、児童指導員等の専門性を有する者が訪問を行う。

## (5) 費用負担

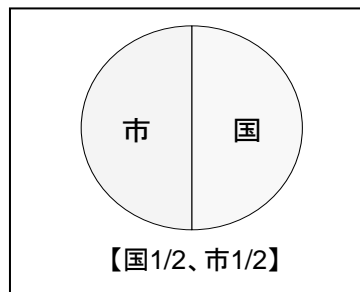
### ① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



### ③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約750億円(H20予算ベース))の内数

## 5 一時保育(一時預かり)事業

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のための緊急・一時的な保育サービスを提供するもの

#### ② 実施状況

《実施箇所数》 7,213箇所 (H19年度交付決定ベース) 【参考資料P28】

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

### (3) 基盤整備

#### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

#### ② 施設整備補助

保育所の施設整備に併せて一時保育事業のための保育室等を整備する場合には、施設整備補助あり。

### (4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出(今回の児童福祉法等改正による。主体制限はなし。)

(7)による補助の対象となるか否かは、市町村の裁量による。(市町村又は認可保育所による提供が前提)



## (5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料  
特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において判断・設定。)

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ○ 人員配置

対象児童の多さ等に応じた必要な保育士の配置とすること。(最低2人以上)

## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

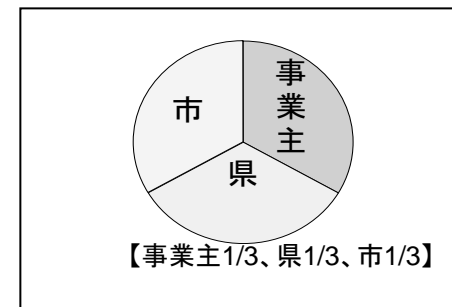
《国庫補助単価》 27～513万円(利用児童数に応じた実績払い)  
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。  
(※予算の範囲内で補助する経費)

### ③ 費用額

《費用額(全体)》 約150億円 (H19年度予算ベース)  
《公費負担総額》 約75億円 ※残余は利用者負担



## 6 子育て短期支援事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業／夜間養護等（トワイライトステイ）事業）

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）。

《夜間養護等（トワイライトステイ）事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

#### ② 実施状況

《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》511箇所

《夜間養護等（トワイライト）事業》236箇所（H18年度実績ベース）

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（※市町村の判断（児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り））

### (3) 基盤整備

#### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援法に基づく地域行動計画において、計画期間（5年間）の取組を記載

#### ② 施設整備補助

児童養護施設等の本体整備に伴い、子育て短期支援事業のための居室を整備する場合に加算として補助を実施。

《国庫補助対象》都道府県等・社会福祉法人・日本赤十字社・公益法人

《国庫補助単価》児童養護施設に専用居室を整備する場合 1人当たり 約90万円を施設整備費に加算

《費用負担》定額国1/2相当、都道府県等1/2相当（都道府県等が設置する場合）

定額国1/2相当、都道府県等1/4相当、設置者1/4相当（上記以外）

#### (4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出。(児童養護施設等が提供することが前提)  
(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。

#### (5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料  
特に定められていない。(※各市町村又は各施設において判断・設定。)

#### (6) サービスの質の確保に関する仕組み

##### ① 実施場所

児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施すること。

##### ② その他

夜間養護等(トワイライトステイ)事業について、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

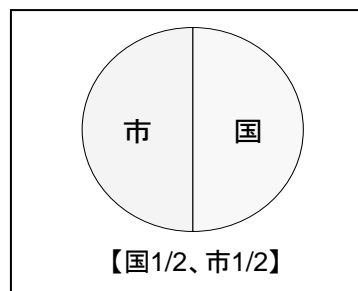
#### (7) 費用負担

##### ① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

##### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。  
(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



##### ③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約750億円(H20予算ベース))の内数

## 7 地域子育て支援拠点事業

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

地域において、子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。  
(ひろば型;週3日以上・1日5時間以上、センター型;週5日以上・1日5時間以上、児童館型;週3日以上・1日3時間以上の開設)

#### ② 実施状況

《実施箇所数》4,409箇所 (H19年度交付決定ベース)  
(ひろば型 903箇所、センター型 3,478箇所、児童館型 28箇所) 【参考資料P29～31】

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

### (3) 基盤整備

#### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

#### ② 施設整備補助

次世代育成支援対策施設整備交付金による補助有り

《国庫補助対象》市町村(市町村自ら設置主体となる場合に限る)

《国庫補助単価》約600万円(事業費ベース約1200万円)

《費用負担》国1/2相当、市町村1/2相当

### (4) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正において、都道府県知事に対する届出を規定(主体制限はなし)

## (5) サービス利用の仕組み

### ①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料

すべての乳幼児の親子等を対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み等は原則不要。事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる。

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ○ 人員配置

- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置(ひろば型の場合)
- ・育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置(センター型の場合)
- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置(児童館型の場合)

## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

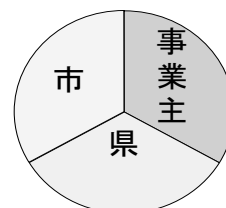
《国庫補助単価》 約356万円～800万円(ひろば型、センター型の場合)、169万円(児童館型の場合)、

※ 他に取組毎による加算分あり

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。



【事業主1/3、県1/3、市1/3】

### ③ 費用額

《費用額(全体)》 約900億円

《公費負担総額》 約300億円 (H20年度予算案ベース)

## 8 ファミリー・サポート・センター事業

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。(相互援助活動の例:子どもの預かり、送迎など)

#### ② 実施状況

《実施箇所数》 540箇所 (H19年度交付決定ベース)

【参考資料P32】

《利用者数》 利用会員数223,638人/提供会員数83,836人/両会員29,948人 (平成18年度末現在)

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

### (3) 基盤整備

#### ① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

#### ② 施設整備補助

特になし

### (4) 事業開始規制等

特になし。(※(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。主体制限はなし)

## (5) サービス利用の仕組み

### ① サービスの必要性の判断

すべての子育て家庭を対象とした事業。

### ② サービス利用の流れ

利用又は提供を希望する者が、ファミリー・サポート・センターに対し登録を行い、随時、連絡調整を受けるもの。(サービス提供自体は、利用会員と提供会員の間の請負又は準委任契約として行われる。)

### ③ 利用料

援助活動に対する報酬は、原則として会員相互間で決定。報酬の目安についてはファミリー・サポート・センターが会則等で定めることが可能。

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ○ 人員配置

アドバイザー(調整等の事務担当者)を1名以上を配置。(資格等は特に不要)

## (7) 費用負担

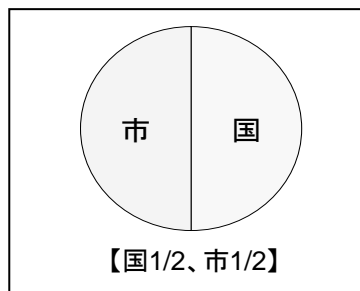
### ① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



### ③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約750億円(H20予算ベース))の内数

## 9 児童館事業

### (1) 概要

#### ① サービス・給付内容

児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

#### ② 実施状況

《実施箇所数》 4,716箇所（公営3,200箇所、民営1516箇所）（平成17年10月現在）

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。

### (3) 基盤整備

#### ① 基盤整備に関する枠組み

特になし

#### ② 施設整備補助

児童厚生施設等整備費（児童育成事業）による施設整備補助有り

《国庫補助対象》 市町村・社会福祉法人・公益法人（※株式会社、NPO法人は対象外）

《国庫補助単価》 創設の場合：小型児童館3,509万円、児童センター5,084万円（H20年度予算案ベース）

《費用負担割合》 事業主1／3、都道府県1／3、市町村1／3

### (4) 事業開始規制等

都道府県知事に対する届出。

(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託等を受けることが必要。



## (5) サービス利用の仕組み

### ①サービスの必要性の判断・②サービス利用の流れ・③利用料

すべての子どもを対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み手続・利用料は原則としてなし

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

### ○ 人員配置

児童の遊びを指導する者(児童厚生員)を配置

### ○ 施設設備

集会室、遊戯室、図書室及び事務室の設置(※必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び放課後児童クラブ室等を設置)

## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

《民営児童館》 国庫補助単価:小型児童館183万円、児童センター302万円(H20年度予算案ベース)  
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

《公営児童館》 平成9年度に一般財源化

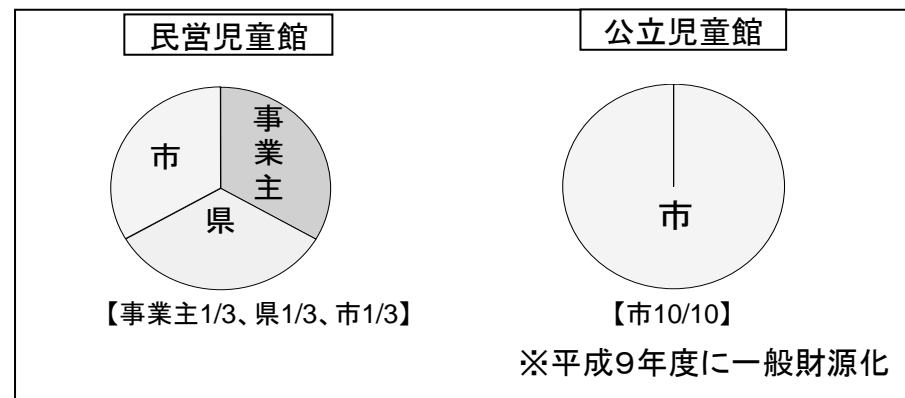
### ② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

### ③ 費用額

《費用額(全体)》 民営分 約30億円  
(H20年度予算案ベース)



## 10 社会的養護

### (1) 概要

#### ① 措置内容

虐待等により家庭で生活することができない要保護児童について、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設へ入所又は里親へ委託して養育するもの。

※ 今回の児童福祉法等改正において、上記に加え、小規模住居型児童養育事業を委託先に追加

#### ② 実施状況

・実施箇所数：乳児院120カ所、児童養護施設559カ所、情緒障害児短期治療施設31カ所、児童自立支援施設58カ所  
委託里親数 2,453人（施設数は平成18年10月1日現在、委託里親数は平成18年度末現在）

・措置・委託児童数：乳児院3,143人、児童養護施設30,764人、情緒障害児短期治療施設1,131人、児童自立支援施設1,836人  
里親委託児童数 3,424人（施設は平成18年10月1日現在、里親委託児童数は平成18年度末現在）

### (2) サービス提供・実施責任

○ 要保護児童について、都道府県の採るべき措置を義務づけ。

※ 施設入所や里親委託のほか、在宅において児童福祉司等が保護者や児童に指導をする等の措置がある。

### (3) 基盤整備

#### ① 基盤整備に関する枠組み

現行は明確な規定はない。なお、都道府県によっては次世代育成支援推進法に基づく都道府県地域行動計画に社会的養護に関する整備について定めている場合もある。

※ 今回の児童福祉法等改正において、次世代育成支援推進法に都道府県地域行動計画の記載事項として社会的養護を明確化。

#### ② 施設整備補助

施設整備補助有り。（※次世代育成支援施設整備交付金（いわゆる「ハード交付金」））

《国庫補助対象》都道府県等・社会福祉法人・日本赤十字社・公益法人

《国庫補助単価》定員60名の児童養護施設を整備する場合 1施設当たり 約1億5000万円（国負担分）

《費用負担》定額国1/2相当、都道府県等1/2相当（都道府県等が設置する場合）

定額国1/2相当、都道府県等1/4相当、設置者1/4相当（上記以外）

#### (4) 事業開始規制等

社会福祉法人等が実施する場合・・・都道府県知事の認可

#### (5) 措置の仕組み

##### ① 措置・委託の必要性の判断

- ・ 都道府県において入所措置、里親委託の必要性を判断。

##### ② 措置・委託の流れ

- ・ 都道府県が要保護児童の状態に応じ、入所する施設又は委託する里親を決定。

##### ③ 利用料

- ・ 国が示す費用徴収基準の範囲内において、各都道府県が徴収

#### (6) 質の確保に関する仕組み

##### ① 人員配置(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)

(児童養護施設の場合)

児童指導員、嘱託医、保育士、栄養士、調理員を配置

【3歳児未満 2人:保育士又は児童指導員1人 / 3歳児以上の幼児(小学校就学前) 4人:保育士又は児童指導員1人 / 少年(小学校就学以降)6人:保育士又は児童指導員1人】

##### ② 施設設備(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)

(児童養護施設の場合)

居室(3.3平方m以上/人)・調理室・浴室・便所

医務室、静養室(30人以上定員施設のみ)

※ 今回の児童福祉法等改正において施設内虐待(被措置児童等虐待)の防止のための措置を規定。

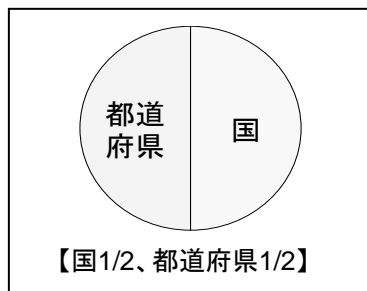
## (7) 費用負担

### ① 運営主体に対する支払い

児童養護施設等については、措置費として、定員規模・入所児童の年齢に応じた費用を都道府県より支払い。里親については、委託費(里親手当を含む。)として費用を都道府県より支払い。

### ② 費用負担

措置又は委託に要する費用について、以下の割合で公費負担。(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」ではなく、かかった費用を必ず負担する「義務的経費」となっている。)



### ③ 費用額

公費負担総額: 約1550億円 (H20予算ベース)